

No.	項目	質問	回答
1	記入方法	喪失理由コード欄に記入するコード「10:転出(他支部)」「11:転出(地共済)」「13:転出(国共済)」の違いは何か。	「10:転出(他支部)」…公立学校共済組合の他支部(千葉支部、大阪支部等) 「11:転出(地共済)」…公立学校共済組合以外の地方公務員等共済組合(東京都職員共済組合、東京都市町村共済組合等) 「13:転出(国共済)」…国家公務員共済組合(文部科学省共済組合、厚生労働省共済組合等)
2	記入方法	印字されていない退職者が複数おり、資格喪失届書(連記式)の記入欄が不足する場合は、どうしたらよいか。	記入欄が不足する場合は、別紙6の様式を使用してください。様式は、Excel及びPDFです。ホームページにも掲載いたします。 https://www.kouritu.or.jp/tokyo/topics/R7sousitu/index.html
3	資格確認書等の回収	資格確認書の保有状況・有効期限が分からない場合、どうしたらよいか。	現在、マイナ保険証利用の有無により、最長5年有効のもの又は最長4か月有効のものを所持している方がいらっしゃいます。返却が必要な資格確認書の保有状況については対象組合員に確認の上、有効期限内の資格確認書について回収・返却をお願いします。有効期限が切れた資格確認書は回収不要です。
4	資格確認書等の回収	資格喪失時に有効期限内の資格確認書を返却しなくてはならないが、紛失してしまった。どうしたらよいか。	「資格確認書等の紛失等の届」〔用紙No.紛失届〕を作成し、「令和7年度末公立学校共済組合退職者資格喪失届書」と一緒に提出してください。
5	資格確認書等の回収	退職時に「資格情報のお知らせ」についても回収する必要があるか。	「資格情報のお知らせ」については回収する必要はありません。御不要の場合には、組合員各自で処分していただくよう、御案内ください。
6	資格確認書等の回収	資格喪失する組合員について、資格確認書を全て回収・返却する必要があるか。	上記No.3を参照してください。
7	資格確認書等の回収	資格喪失した組合員が音信不通になり、資格確認書等の回収ができない。どうしたらよいか。	電話等で直接話ができない場合、封書に返信用封筒を同封する等、書類の回収に努めていただいた上で、どうしても連絡不能である場合は、その旨を備考欄に記入して御提出ください。
8	資格喪失証明書	組合員より、一度発行した資格喪失証明書を紛失してしまったとの申し出があった。所属所で再発行して問題はないか。	問題ありません。
9	資格喪失証明書	退職者の最終出勤日が退職日より前の場合、組合員資格喪失証明書を事前に交付してもよいですか？	組合員の求めに応じて事前に交付して差し支えありません。 ただし、組合員資格喪失証明書の証明日が資格喪失年月日より前になっている(未来日証明)と、提出先にその効力を否認される場合があります。 このため、証明日は、資格喪失年月日の当日(校長が交代するなどやむを得ない場合はその前日)(例:令和8年3月31日退職の場合は、証明日は令和8年4月1日(やむを得ない場合は令和8年3月31日)以降の日付としてください。
10	提出方法	連記式の資格喪失届書に記載されている全組合員の書類が、提出期限までに準備できそうにない。回収できた書類のみを添付して先に提出した方がよいか。	基本的には全員分の書類が揃った状態で御提出いただくものですが、4月末まで待っても書類が揃わない場合には、届書のコピーを取って、先に揃っている書類のみ添付して提出してください。 その際、不足書類等について、該当組合員の備考欄に今回提出できない理由等を記入していただくとともに、引き続き不足書類の回収に努めてください。 また、後日追加書類送付の際には、回収した証等のみで送付せず、必ず先に送付済みの資格喪失届書の写しを添付の上、資格担当宛に御提出ください。
11	提出方法	連記式の資格喪失届書に記載された組合員の提出書類について、年金関係書類のみ準備に時間を要する組合員がいるが、どうしたらよいか。	現時点で揃っている資格関係書類(「令和7年度末公立学校共済組合退職者資格喪失届書」「資格確認書等」)のみ専用封筒に入れて提出してください。年金関係書類については、準備でき次第、直接年金担当宛に送付してください。
12	手続	臨時的任用教職員で令和8年3月26日付で任用終了となる組合員が、令和8年4月1日から別の所属で正規教員となる。旧所属での資格喪失手続は必要か。	臨時的任用教職員(短期組合員)と正規教員(一般組合員)は組合員種別が異なるため、任用終了から次の任用開始までに空白期間がある場合は資格継続となりません。旧所属で資格喪失手続、新所属で資格取得手続を行う必要があります。 なお、空白期間については、国民健康保険等に加入してください。
13	手続	退職後、再就職の予定はあるが、任用開始日や所属は決まっておらず、資格が継続するかどうか不明の場合、どうすればよいか。	資格喪失の時点で再就職の日付等が未確定の場合は、資格確認書等の回収漏れを回避するため、資格喪失手続を行ってください。 また、資格喪失届書の備考欄に、資格継続の可能性のある旨を記入してください。 (例)「4/1～時間講師で勤務予定だが、資格取得未定」等
14	手続	資格喪失はしないが、年金関係書類が必要となる者がいる。資格喪失届書に対象者の印字がない場合、どうすればよいか。	空白期間なく一般組合員から短期組合員になる場合には、資格喪失はしないため、資格喪失届書への追記は必要はありません(新所属において種別変更手続が必要です)。年金関係書類(退職届書兼年金待機者登録届書)については、旧所属から給付貸付課年金担当宛に直接提出してください。
15	早見表	退職後は共済組合の資格取得要件を満たさない範囲で時間講師をする者がいる。早見表のどこに当てはまるか？	別紙3「資格喪失手続早見表」の【任意継続組合員、転職(民間・私立学校)、無職等】に該当します。